

Title	近世鎌倉の税制
Sub Title	Taxation system of the Edo (江戸) Period with special reference to Kamakura (鎌倉)
Author	富田, 功(Tomita, Isao)
Publisher	三田史学会
Publication year	1967
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.40, No.1 (1967. 7) ,p.113- 139
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19670700-0113

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近世鎌倉の税制

富田 功

はしがき

第一章 十二所村の概況

第二章 近世鎌倉の税制

一 十二所村貢租の分析よりみた鎌倉税制の特殊性

イ 寺領

ロ 十二所の検地

ハ 反銭と棟別

二 徴税

イ 徴税の方法

ロ 税目の種類

むすびに代えて

はしがき

戦后農村史の研究が盛んになったが、それでもなお究めつくせない部分の方が多い。関東における近世農村のあり方を全般的に理解するためには各地の個別研究や史料の整理が今後一層熱心に進められる必要がある。ここにとりあげた鎌倉の十二所村は、寺

領であつて、しかも天領ともなつていたという村である。この村は関東大震災の難もさほどでなく、往古の史料が腐朽にまかせられながらもある程度、保存せられている。

それを今回、史料紹介を主眼として、この村の農民達に課せられていた税の実体を調べてみようとしたものが本稿である。

殊に反銭・棟別についてはその税目の遺制的性格に注目してみた。寺領としての近世農村の実態が幾分でもあきらかにできれば幸いである。

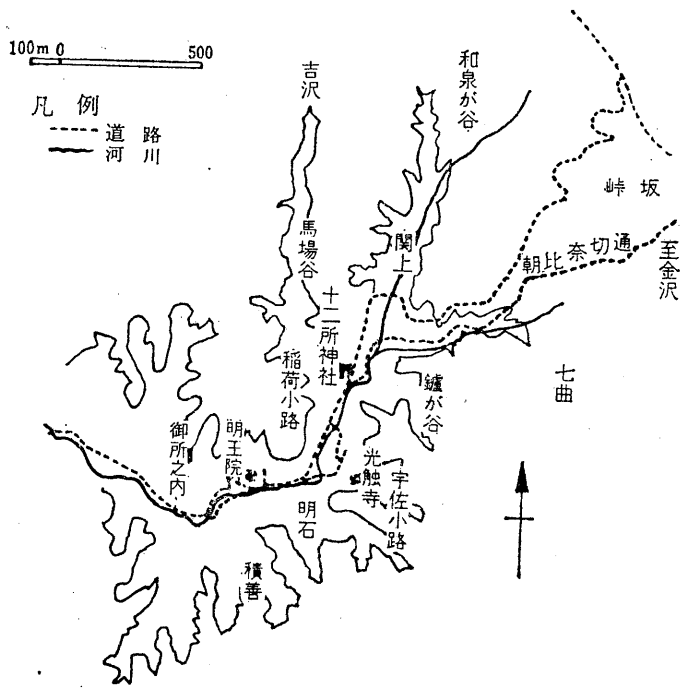
因みに、ここに紹介する史料は、小丸俊雄氏の所蔵にかかるものである。

第一章 十二所村の概況

この村は鎌倉市の最東部に位置しており、村名の由来は、嘗つて光触寺の境内にあつた熊野十二所の社を当村の鎮守となしていたゆえといわれている。

村史概略「皇国地誌」⁽¹⁾中の「相摸国鎌倉郡十二所村」によれば、上古の事蹟は詳しく分らないが、上総介平直方が鎌倉にいた永承年中に、相摸守源頼義がその婿となり、子義家を生んだ。そ

れより源家相伝の地となり、くだつて平治元年に至るまで源義朝の領する所であつた。治承四年、頼朝が大倉に府を開いてよりは、世々覇府の所轄に属したというが、事実十二所村がどのようであつたかを知る由もない。が毛利蔵人西阿（大江広元の子季光）の領地であつた時代のあることは確かである。その他史実として、確かめないが、梶原景時、川越太郎重頼、千葉広常の屋敷もあつたようである。建保二年には、本村南の方字明石谷に大慈寺が建てられ、嘉禎元年には明王院五大尊堂が創立されてい



る。建武二年、足利尊氏が叛旗をあげて鎌倉に抛り、正平六年その子基氏の領たらしめた。その後数世関東管領の地となつた。十二所村には、管領の重臣たちの邸が多くあつたと推定され、積善院、一心院、月輪寺、羽黒社、大江稻荷等の社寺があつたことは、現在残っている小字名によつて知りうる所である。ついで執事山の内上杉氏に移り、のち三浦義同に属するものとなり、永正十五年義同が北条早雲に滅ぼされ、その後五世の間北条氏がこれを領した。天正十八年、北条氏は亡んで、徳川氏に代り、山の内村建長寺、東慶尼寺の社寺領となつた。これよりさき康正元年、今川範忠が幕命により、鎌倉に攻入り足利成氏を古河に走らせてのちは、鎌倉は政治の中心より離れて、衰退し、漸次もとの農漁村になつていつたのである。

地勢 東西七百四十四間、南北千百十六間の幅員を有し、全村山岳起伏し、平坦の地少く、山間に僅かの田圃があり、滑川が東方より発源し、村の中間を西南に廻流している。

稲梁菽麦菜梅柿等に適しているが、灌漑が不便で、旱害を憂うる地もある。

税地 明治九年現在の地目別の地積は次の通りで、山林が大部分を占め、田畑はほゞその面積が等しい。

- 田 九町八段十一歩
- 畑 十町七歩
- 宅地 一町七段一畝廿二歩

	畑田と全面積の割合
田	4 %
畑	4 %
山林	91 %
その他	1 %

山林 二百廿町五段六畝十四歩

藪 四段九畝十六歩

芝地 一段一畝一歩

溜池 五畝歩（現在なし）

総計 二百四十二町七段四畝十一歩

戸数・人口 明治九年正月現在の戸数・人口および馬匹数は次の通りである。

戸数 本籍 平民 四十二戸

社 一戸（十二所神社）

寺 二戸（光触寺、明王院）

計 四十五戸

人口 本籍 平民 男 百八人

同 女 百十三人

計 二百二十一人

内 他出寄留

平民 男 三人

同 女 二人

計 五人

馬 牡馬 十頭

道路 道路は金沢往還に属し、西南の淨明寺村から滑川に沿つて村の中央を東北にぬけ、東の峠坂から朝比奈の切通を経て、峠村に連り、長さ十八町廿間、道幅二間である。

産業 物産の多くは村内自用に消費し、その内材木薪炭等の類

近世鎌倉の税制

は金沢へ輸送され、男で農間に薪炭を業とするもの十九戸、農間に商を営むもの八戸、農間に木挽二戸、鋳工一戸、雑業のもの十戸があり、女は各々男の業を助け、かたわら紡織をなして自用に供した。

社寺 十二所神社は本村中央の稍西南にあり、天神七尊・地神五尊を奉祀している。勧請年暦は詳でないが、往時光触寺境内にあつたものを天保年中に現所に移したものである。

光触寺は本村南方にあつて、時宗清浄光寺の末派であり、弘安元年、作阿弥陀仏の創建になる。

明王院は本村西南方にあり、真言宗仁和寺の末派である。嘉禎元年（一二三五）、將軍頼経がこれを建立し、五大明王の像を安置した経緯は「吾妻鏡」に詳しい。

註（一）明治政府の行なつた調査事業の一つで、各国町村の地勢、産業等を調査したものである。十二所村は戸長小長井啓左エ門、議員伊藤仲右エ門、同伊藤兵左エ門によつて提出され、明治十二年四月神奈川県六等属古谷雄吉の編輯によるものである。

第二章 近世鎌倉の税制

一 十二所村貢租の分析よりみた鎌倉税制の特殊性
イ 寺領

天正十九年正月付の徳川家康寺領寄進状案「鎌倉市史」史料編三ノ二二九・三三六に、次の如くある。

建長寺

相摸国郡鎌倉内

六拾参貫六百文余 小町村

参拾貳貫二百四十文 十二所内

右、如先規、令寄附訖、弥守此(旨)、弘法相統、不可有怠慢之状、
如件

天正十九年 卯十一月日 正三位源朝臣御直判

寄進 松岡

第一表 建長寺・東慶寺寺領貫高の変化

天正19年 家康寄進状				
建長寺 95貫840文				
内 十二所分 32貫240文				
	明月院	竜源庵	常樂寺	計
建長寺水帳 (森文書)	貫 文 30,484	貫 文 2,736	貫 文 1,804	貫 文 35,024
同 (大木文書)	30,323	4,6305	1,804	36,7575
元禄郷帳	31,884	4,678	1,884	38,446
文政 7	31,8235	/	/	/
天保	39,052	4,6874	1,804	45,5434
弘化	39,353	/	/	/

天正19年 家康寄進状				
東慶寺 112貫380文				
	十二所	二階堂	極樂寺	計
天正 19	貫 文 20.080	貫 文 86,060	貫 文 6,240	貫 文 112.380
延享	20.618	/	/	/
天保 4-11	20.618	/	/	/
嘉永	20.618	92.821	0	113,439
安政 4	20.080	86,060	0	106,140
明治 3	20,618	/	/	/

相摸国小坂郡鎌倉内

八拾六貫六十文

貳拾貫八十文

六貫二百四十文

右 如先規、令寄附訖、弥守此旨、可有相統者也、仍如件

天正十九年 卯十一月日 正二位源朝臣

御直判

十二所村に課せられたこれらの貫文高は、第一表に示したごとく年を追うにつれて変化している。次の史料はこの変化の一部を解く鍵となるものである。

覚

御朱印高

一永八拾六貫六拾文

二階堂村

御朱印高

一永貳拾貫八拾文

十二所村

御朱印高

一永六貫貳百四拾文

極楽寺村

一永九拾貳貫八百貳拾文

二階堂村

当時直高

此内永六拾貳貫百七拾文 居屋敷田畑秋高辻

(欠損) 八貫四百五拾九文 畑夏高辻

三貫百九拾貳文 山高辻

一永貳拾貫六百拾八文 十二所村田畑高辻

此内五貫百三拾八文 夏畑高辻

一永壹貫四百拾文兩毛 山之内村

是者御朱印之外 東慶寺門前

右者私共村方東慶寺領有高御尋ニ付取調候処、式ヶ村 御朱印

高合百六貫百四拾文与御記有之候得共、篤与取調候得者百拾三

貫四百三拾九文有之、依之御朱印面高与有高与差引候得者七貫

貳百九拾九文過ニ相成、依而者」極楽寺村御朱印高六貫貳百四

拾文与御記有之候得共(欠損)村永別之分私共村方ニ籠居リ義

与相見へ(欠損)永別之通取立、東慶寺江相納(欠損)寺領社

領御朱印、面高之内(欠損)何程何村ニ而何程与内訳御記有之

候得共御朱印面之通り其村々ニ者無之、他村ニ有之、乍併村方

ニおゐてハ右様之分、御朱印面内訳御記」有之候村方之永別江

組入、誓地所有之村方ニ候共御朱印面ニ外有之候得共越石与唱、

所持罷有候分も有之間、極楽寺村之義も東慶寺領之分者、二階

堂村与十二所村両村越石与相見へ申候

右者御尋ニ付取調奉書上候通り聊相違無御座候 以上

の文書は代官中村八太夫のときのものであるから、年代は文政六

(一八二三)―天保十二(一八四一)の間であるが、朱印高と有

高との間のこのような異動は、おそらくもつと以前からあつたも

のと思はれる。

極楽寺領は海岸よりの土地のため、風砂害によつて収穫が減ず

るか、あるいは皆無となつたので、その分は越石として二階堂、

十二所両村内で補われていたものと思はれる。

寺領は十二所村内において、截然とわかれて存在したのではな

く、あちこちに散在していた。それは「建長寺寺領水帳」鎌倉市

編三ノに、それぞれの田畑にそれらの所在地がしるされている

第二表 十二所村農民の所属（安政4年の年貢取立帳に依る）

源左衛門	清兵衛	留次郎	喜三郎	保助郎	大右衛門	仲右衛門	新右衛門	升右衛門	三郎左衛門	九郎左衛門	市郎右衛門	五兵衛	権左衛門	喜左衛門	常五郎	弥兵衛	佐左衛門	伊左衛門	善兵衛	伝左衛門	重左衛門	平左衛門	幸右衛門	久右衛門	次郎兵衛	儀左衛門	太兵衛	八左衛門	喜太郎	市左衛門			
門衛郎	衛郎	郎	郎	助郎	門衛	門衛	門衛	門衛	門衛	門衛	門衛	門衛	郎	門衛	郎	門衛	門衛	門衛	門衛	門衛	門衛	門衛	門衛	門衛	門衛	門衛	門衛	門衛	門衛	郎			
													徳右衛門	龜次郎	利右衛門	勘左衛門	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	上	東慶寺 本名百姓	
						仲右衛門	升右衛門											同	同											上	竜源庵分 本名百姓		
							新右衛門											利右衛門											太兵衛	金次郎	文左衛門	太郎左衛門	常樂寺分 本名百姓

が、これをみればわかることである。また第二表にあるごとく、同一人の百姓が二寺あるいは三寺の本名百姓となつてゐることから、その錯雑さがわかる。農民の所持地もまた散在的であつた。

口、十二所の検地

十二所村の検地は、永正十七年（一五二〇）及び天文十六年（一五四七）に行われている。その後この地区に検地の行われたのは、家康の代、慶長三年（一五九八）、彦坂小刑部によるものがある。

慶長五年の「小町村十二所村建長寺知行水帳」の写が大木家に現存しているが、これを鎌倉市史・史料編三ノ二三所載の建長寺寺領水帳の記載と比較してみると多少の差異を有している。市史史料編が典拠としたのは慶長の原本ではなく、元和九年（一六二三）に代官米倉助右エ門より仰付けられた石高換算の記載が含まれており、記し置かれたものを森氏が写したものの（年代は不明）であるという。一方、大木善兵衛氏所蔵の写本は天保十四年（一八四三）九月に書写されたものであるのみで、その原典については記すところがない。従つて、両写本の間にもられる差異の原因は不明とせざるを得ない。

なお、鎌倉市史史料編中の建長寺水帳の末尾に、

惣高四百石 但永三百文老反
石盛十二五歩

とある。これで見ると永三百文を一反とし、反当の石盛を一石二斗五升としたのであり、従つて永一貫文の石高は約四石二斗とな

第三表 元禄14年東慶寺領十二所村名請人別高
 (「東慶寺御知行所拾貳所村田畑請帳
 名主喜兵衛、四五右衛門」による)

名請人	田(貫文)	畑(貫文)	田畑合	山手貢
重兵衛	2,084	614	2,698	
清左衛門	1,060	252	1,262	22抱
平兵衛	609	522	1,131	13抱
市左衛門	580	408	988	
四右衛門	792	196	988	
五郎左衛門	820	0	820	26抱
太郎左衛門	455	286	741	16抱
市郎右衛門	550	147	697	
四五右衛門	0	612	612	8抱
次左衛門	308	301	609	
伝右衛門	164	360	524	
与左衛門	400	120	520	
半左衛門	426	70	496	8抱
兵左衛門	228	240	468	塩8俵
半右衛門	0	314	314	
次郎兵衛	0	291	291	
八兵衛	230	0	230	
八右衛門	50	170	220	
久左衛門	170	0	170	
六郎兵衛	150	0	150	
半四郎	144	0	144	16抱
五郎兵衛	0	135	135	
八左衛門	0	100	100	
新右衛門	64	0	64	
次兵衛	50	0	50	22抱
佐左衛門	0	0	0	10抱
平兵衛	0	0	0	13抱
光触寺	400	0	400	塩2俵

る。
 また永高と年貢米との換算は、慶応二年秋の畑方年貢取立帳によれば、百文につき米一斗四升合の割合で計算されている。しかし年によつてこの換算率は一定していたわけではない。
 第三表は元禄十四年の「東慶寺御知行所拾貳所村田畑請帳」によつて名請人別に表示したものである。この村が建長寺と東慶寺相給であり、村民の少からぬ部分が両寺に併属したことは既述の

通りであつたから、ここに表示した永高が直ちに村民の持高であるわけではない。慶長五年の建長寺寺領水帳とは作成年代が遠く距つているにも拘わらず、元禄の東慶寺領田畑請帳にみえる名請人二八名のうち一六名の名が建長寺水帳に見られることは、その表われといつてよいであろう。両帳に記された小字名も、そのほぼ半数が重複している。

ハ、反銭と棟別

(一) 反銭

十二所村の反銭は公料(天領)と寺領との両方に課せられている。

それは「御料反銭永高付之帳」―天保十四年―なるものが残っていることや、「建長寺寺領水帳」の中に反銭の高が記されていること等から、分明になることである。

a 公料反銭

天保十四卯年八月改写という「御料反銭永高付之帳」(松ヶ岡―東慶寺のこと―寺領より取立納)の結末に、次の様な記事がある。

反銭集メ合永壹貫五百四拾五文

慶長三年八月地所御改御越被成候

御奉行彦坂小形部様

寛文十年戌五月成瀬五左エ門様御改右之通り書上

名主	市左エ門
年寄	五郎右エ門
百姓代	新左エ門

延宝七年未四月書上右之通り

宝永五子十月小長谷勘左エ門様御改右之通り

右御料ノ分反銭永古来如此相違無御座(欠損)

宝曆八年寅四月

名主 佐左エ門

志村多官様御支配

伊奈半左エ門様江替り卯三月より

天保十四卯年

八月日改写置

年寄

善兵衛

慶長三年に、奉行彦坂小形部によつて検地が行なわれたときを発端として、以後の確認が連記されているが、おそらく反銭は、それ以前よりあつたであろう。しかも反銭のかゝる田はきめられていた。

第四表は前記高付之帳を一覧表にしたものであるが、それでわかるように反銭は指定された特定の水田に課せられていたのである。

天保三辰年十月、「東慶寺領 御朱印高書上帳」なるものに、

一 永貳拾貫八拾文 十二所村

一 永拾五貫四百五拾文 秋田畑高辻

一 永五貫百三拾八文 夏畑高辻

(計算合わず) 傍点筆者

十二所にみられる反銭一貫五四五文というのは、秋成田畑年貢の奇しくも丁度一割に当るのである。

それがのちに、一割七分に増している。

前記高付之帳に、「松ヶ岡寺領田永九貫百拾八文、是より反銭永

第四表 天保14年御料反銭永高付

近世鎌倉の税制

所在地	田永	此反銭	負担者	所在地	田永	此反銭	負担者
あかし	200 ^(文)	34 ^(文)	惣兵衛	明石	203	34.2	覚右衛門
才のかみ	150	25.5	同人	多々良	225	38	同人
清水	50	8.5	同人	多々良	264	38	同人
屋しき田	300	51	同人	多々良谷	100	17	同人
才のかみ	150	25.5	同人		792		
むぎう田	100	17	同人				
	950	161.5		ばんば	336	57	(欠損)
あかし	230	39	源次郎	あかし	250	42.5	同人
"	190	32	兵左衛門	とうほうし田	64	11	同人
"	60	10.2	金兵衛	清水	70	12	同人
多々良	110	18.7	同人	七曲	50	8.5	同人
	590	100		いづみ	50	8.5	同人
				いづみ	300	51	同人
あかし谷	150	25.5	太左衛門		1,120	190.5	
	50	8.5	七左衛門	屋しきの田	100	17	惣左衛門
		34		火の道	50	8.5	同人
あかし	90	15	(欠損)		150	25.5	
あかし	220	37.4	同人	ばんば	500	85	市左衛門
御坊ノ内	280	47.6	同人	多々良	80	13	(欠損)
	590	100		部やの谷	70	12	(欠損)
ほし谷	50	8.7	勘右衛門		150	25	
部屋谷	50	8.5	奎左衛門	下ノ前	400	68	新左衛門
あかし	300	51	同人	あかし	84	14.2	同人
才のカミ	50	8.5	同人	"	336	57.1	同人
こしまき	26	4		多々良	200	34	同人
	426	80.7		杉ヶ谷	130	22.2	同人
ばんば	300	51	(欠損)	神宿	150	25.5	同人
御坊ノ内	400	68	源右衛門	七曲谷	600	102	同人
いづみ谷 ^{三ヶ所分}	55	9	同人		1,900	323	
	455	77		才ノ神	250	42.5	平右衛門
寺ノ谷	400	68	庄左衛門	屋しき田	100	17	(欠損)
神宿	144	24	勘左衛門	七曲	50	8.5	(欠損)

(1111) 111

取立」として、

此反錢永壹貫五百四拾五文、永百文ニ付永拾七文積り

とあり、「御料反錢場御巡見」中の割合も十七%と計算され、まちがいのないところである。これは何らかの理由、幕府の財政難か、或は何かの臨時収納のためにその率がひきあげられてしまつたものであろう。それがいつであるかは分明でない。

第四表でわかるごとく、一人の百姓が幾筆もの反錢つきの田を所有している。

はじめは田の所有者みなにもれなくわりあてられたものが、時代のうつりかわりにつれて、農民達の間、所有の移動がおこなわれた結果であらう。

饑饉などにあつて、あるものは窮乏し、田を手放さねばならなくなり、(土地売買禁歩のため、その多くは入質の形式で手放した。)またあるものは、その反対に余裕にまかせて、田を取得していつたであらう。

かくして自分のものとなつた田が、古来からの反錢つきの田であつたならば、その分をも納入しなければならなかつたのである。

同一百姓が反錢をおさめねばならぬ田を、幾筆か所持することになつたのに反して、全々反錢をおさめない百姓もでてきたであらう。反錢は、慣習的に前代より継承されてきたものもあつたらうが、時のうつるにつれて、反錢が臨時的なものという本来の意味を失つてきて、年貢の一つとして課せられてきた關係上、江戸

時代になつて反錢の増徴にあたつては、新たに課せられる田が生じてきたことも想像される。

これらの公料反錢が、朱印地である寺領に課されているものであることは、注目に価する。

天保十四年の「御料反錢永高付之帳」でも、それらは、松ヶ岡寺領より取立てて、納めさせているのである。

つまり、寺領の中の田に、反錢のかゝる田を指定しておいて、それから取つていたことになる。すなわち、江戸幕府は鎌倉の社寺に所領を安堵するに當つて貫文高という前代の制度を踏襲したと同時に、幕府による反錢(棟別も同じ事情にあるが)なる前代の制度をも存続したわけである。

宝曆十三年末年の、鎌倉谷合四ヶ組十二所村、大木市左エ門所持之田畑山覚帳によると、

寺領は尺前

一田永六百拾四文目 苗拾四丸 検見地

此反錢永百貳拾八文 寺領江定納

寺領番場

一田永五百八十文目 検見地 苗七丸植

此反錢八拾五文 御料江上納

これで見るとあきらかに分るように、御料として上納する反錢は無地高である。

御料の田そのものが十二所村にあつたのではないと断定してよからう。

「天保九年、御公料反錢御年貢取立帳」でみると、
反錢永

一永八拾五文

市左エ門

此米壹斗三升

代金 壹分壹朱ト貳百六十六文

と個々の百姓分が記入されていて、最後に、

反錢 十二所村

一永壹貫五百四拾五文

此米貳石三斗五升四合

代金 六両壹分ト七百六十四文

山手

一永百文

此米壹斗九升五合

代金 貳分ト貳百六十九文

ノ金六両三分貳朱ト百七十三文

とある。永高で表示された公料反錢は事実上貨幣納される場合も少くなかったのである（現物納の場合については後段参照）。

元文四未年の「御用諸用留」なる記録に次のような記事がみられる。

三月七日

一反錢増シ割御免願寄合 西御門へ罷出

(十一月)十六日

一反錢大わりニ西御門へ参り石代五拾貳両ニわり

亥(寛保三)二月十三日当廿日内ニ御廻状廻り

一反錢わり西御門伊左エ門ニ而いたし石代三拾三両也

同十六日ニ村小わりいたし候

これによると、西御門で反錢の大割りを作り、それを村中に小割りしたことになる。

つまり、谷合四ヶ村の名主が西御門に集まって、四ヶ村分として割当てられた反錢高を村別に割った。そのあと十二所村にかえて、名主は百姓達にふりあてたのであろう。

また反錢の増徴にたいして、免除して欲しいという願いのあるようなときにも、名主達は同じく集まって相談したのである。

天領の現物納年貢は、寺社を通して納められたのではなく、鎌倉の年貢を一括して、片瀬に集め、そこから船で幕府の倉庫のある浦賀にもつていき、それからまた江戸に運ばれたものらしい。

このことをうらづける史料として、大木市左エ門所持の嘉永六年「御料法御取箇向御議定」なるものに、

御料所御年貢其外御取箇定

一御年貢本石三斗五升入

是迄浦賀御蔵御往来

(中略)

皆済御目録御払之方

一 右餅米

一 同 粃

大豆

菜種

一 片瀬浦迄(欠損)米

一 包分銀之事

とあり、前述の推測をうらがきするように思はれる。

b 寺領反錢

寺領の反錢も、その起原は明らかでない。

おそらく後北条氏の時代からあつたであろう。

前掲の「建長寺知行水帳」にも、十二所村明月院配分領として、九百三拾七文の反錢が課せられていたことがわかる。

次の文書は、寺領反錢が、その寺に納められていたことを示している。

乍恐書付ヲ以奉願上候

反錢高合壹貫七百八拾文此米七俵ト六升六合「三夕三才御年貢上納可仕候処当秋違作ニ付困窮ニ罷成、今般一同ニ奉申上候処、先格依無之ニ不残相納候様ニ被為 仰附奉畏御上納可仕候、乍然近年稀成凶作ニ付、格別之以 御慈悲米壹俵ト式斗反錢米惣百姓之内拾九口江被下置難有仕合ニ奉存候、此以後如何様之凶年御座候共御願ケ間敷儀決而申上間鋪候、為後証之連印依而如件

竜源庵様

御役人中様

伊 兵 衛

前書之通り反錢御年貢御上納仕候処、今般以御慈悲米壹俵ト式斗右十九口之百姓江被下置難有仕合ニ奉存候、向後如何様之儀御座候共御願ケ間敷義決而為致申間敷候、依而之奥印仕候以上
安左エ門

。竜源庵は建長寺の塔頭

嘉永五年の「竜源庵様 子秋反錢御年貢被免引方割付帳」なるものには、百姓達に引方の割付をしたことが記載されている。

例示すれば、次の通りである。

一米壹斗六夕壹才

新右衛門

内四升

一米四升三夕二才

内壹升

五升

一米壹升七合壹夕三才

市左衛門

内四合式夕

これで見ると、寺領の反錢は米納であり、減免されることもあつたことがわかる。

弘化三年の「午秋御年貢取立帳」を例にひいてみると、御料の場合と同様、反錢のかゝつてゐる百姓と、かゝらない百姓とがいることに注意をひかれる。しかも同一百姓に二つの反錢がかゝつてゐる場合がある。

竜源庵と引方割付帳では、その殆んど全部に反錢の割あてがあつたとみうけられ、それははじめは田を所有する本百姓全部に反

錢をかけたのではないかということを考えせしめるものであつた。が、東慶寺の方は百姓によつて、反錢の有無が生じている。これはおそらく、公料反錢のところでも述べたように、反錢のかゝる田というのが決められていて、時代の変遷につれて、田の所有者の移動がおこつたためであろうと解せられる。

(二) 棟別

鎌倉の棟別の前身は間別であつたと言つてよいであろう。鎌倉が都市的性格を備えていたとき、即ち鎌倉時代には、間別が割当てられていた。それが関東管領足利成氏が古河に移つて以後、農村的性格になつてから、棟別という税目が課されてきた。

元文五年「反錢棟別畑方小物成大割帳」なるものの末尾に、

村棟別

壱間半

佐左エ門

壱間

伊左エ門

壱間

壱間

喜平

三郎左エ門

壱間半

源右エ門

三左エ門

小半

同人

壱間半

平兵衛

(以下略)

これらは各人への割付を書きつけたものであろうが、ここにみ

近世鎌倉の税制

られる「間」なるものに、前時代に間別だつたことの痕跡がみうけられるように思はれる。

棟別にも、社寺に納めるものと、幕府に納めるものとの二種類があつた。

年代は分らぬが、建長寺衆の申状と思はれるものに、次のような箇条がある。

申上条々

一 当寺門前棟別之事、鎌倉中谷々ハ棟別屋敷別而御座候、山門ハ自屋敷年貢棟別両処罷出ス年貢ハ当寺へ請取年々棟別ハ御公方へ納申候、依之寺領之年貢先以棟別ニ可出由、当代官被申之由、於如此者当寺可為退転候事

これで見ると、屋敷年貢と棟別と両方あつて、屋敷年貢の方は寺へ、棟別は幕府へ納めていたことになる。

安政四年の「御料、寺領棟別屋鋪入会持高控帳」なるものには、

御料百姓居屋敷

御料棟別

永四拾式文式分

寺領棟別

永七拾文

市左衛門

御料棟別

永六拾六文壹分

寺領棟別

佐左エ門

第五表 安政4年棟別高御料寺領内訳表

御料棟別 S	寺領棟別 T	S/T %	百 姓 名
422 ^{文分}	70 ^{文分}	60.	市左衛門
661	105	63.	佐左衛門
424	70	61.	市右衛門
424	70	61.	喜太郎
1054	160	66.	太郎左衛門
636	105	61.	平左衛門
424	70	61.	亀次郎
424	70	61.	常五郎
955	160	60.	勘左衛門
313	52.5	60.	喜左衛門
313	52.5	60.	重左衛門
424	70	60.	権次郎
47	70	67.	徳右衛門
622	105	59.	伝左衛門
636	105	61.	五兵衛
212	35	61.	八左衛門
424	70	61.	伊左衛門
568	70	81.	太兵衛
568	70	81.	儀左衛門
636	105	61.	次郎兵衛
424 ^{實文}	70 ^{實文}	61.	新右衛門
1 104	1 755	63.	

$$\frac{S}{T} = \lambda \quad S = \lambda T \quad 0.59 < \lambda < 0.82$$

る。

乍恐以書附奉願上ケ候事

一十二所村百姓政右エ門儀此度家作仕候ニ付、先々之屋敷地少
 不足ニ御座候ニ付、東慶寺様御領分之内永高百文目伊左エ門
 分之畑、此処ニ屋造り致度と存候ニ付奉願上候、然上者御年貢
 之儀者永五拾文目者定納ニ相納可申候、残り永五拾文目者先々
 之通り年々御検見之節御引被下置、右願之通り仰付被下候ハ、

とかかれており、御料と寺領の両者の棟別のあつたことを示している。

(以下略)

それを一覧表にしたものが、第五表であるが、御料の棟別は、寺領の棟別の約六割の率にあつている。

徳川幕府は、朱印地である寺領にも、棟別を課したのであつ

た。

棟別は屋敷にかけられたものとして、畑年貢の勘定のうちとなつている。屋敷を持たない百姓には、当然棟別はかゝつていない。

中には、居屋敷とかいてあるものもあるが、これは棟別の別称と解してよからう。たゞ居屋敷という名称の方が、新しいものらしい。家ごとに棟別をわりあてるとき、従来よりあつたものにはそのまゝわりつけ、新規に建てたものには居屋敷としてわりあてたのではなからうか。家そのものの興廢があつたであろうことは容易に想像されることである。

次の二通の文書は居屋敷というのが、どんな具合に発生したかを語るものであ

難有仕合ニ奉存候以上

文政五壬午年

閏正月日

願人 政右エ門

松ヶ岡

組惣代 左エ門

御役所様

名主 常右エ門

乍恐奉願上一札之事

一御知行所十二所村地蔵之脇ニ而永高百文御検見地之畑壹枚、此所先年より半分程新兵エ居屋敷ニ致候得共、御検見地ニ御座候故、此度奉願上候而永五拾文居屋敷定納ニ相納、永五拾文年々御検見之節御引被下置候様ニ奉願上、右願上候通被仰付難有仕合奉存候以上

天保三壬辰年

七月日

十二所村

願人 新兵衛 ㊦

組合 喜兵衛 ㊦

名主 善兵衛 ㊦

明月院様

御納所

従来畑であつた所に家を新しくつくつたから、その年貢を永五拾文の居屋敷定納にしてくれというのである。両者とも、居屋敷という税目が永五拾文として願いだされており、残りを従来

近世鎌倉の税制

まゝ検見地の畑として扱つてくれといつて居るのは同じである。居屋敷という地目及びそれに伴う貢租はこのようにして生じたのではあるまいか。

棟別にくらべて、おそらく新しいことばであろう。その場合、

第六表 嘉永6年貢検見引率表 (カッコ内筆数、丑夏御検見引帳による)

上畑	33%(12)	35%(2)
中上畑	36%(5)	
中畑	38%(9)	
中下畑	38%(2)	
下畑	43%(6)	
下下畑	70%(1)	

居屋敷の定納が五拾文とされているのは、百文の畑地の丁度半分を屋敷地に改めたという厳密な意味ではなかつたろう。新しく家をつくつたものが、その敷地に対する賦課として納めたものが、居屋敷定納であつたと思われる。ところで、正徳三巳年(一

第七表 嘉永6年秋検見引率表 (カッコ内等級記載ある筆数)

引率	筆数(カッコ内等級)
30%	1
35%	1
40%	5(上田3)
50%	3
60%	4
65%	2(中田1)
70%	2
80%	4
90%	5
皆無	5

第八表 検見掛り入用内訳（弘化2—慶応4）

品目	弘化2	嘉永2	嘉永6	文久元	元治元	慶応2	慶応4
白米	578(4升)	400(4升)	572(4升)	800	800(4升)	310(3升)	2727(3升)
酒	656(2升)	600(2升)	550(2升)	1000(2.5升)	1000(2升)	2000(2升)	
小麦粉	150(2升)			500	300		
とうふ	100(2丁)	116(2丁)	300				
むきみ	150	150					
肴	250	100		500	300	800	850
ろうそく	100	100		64		150	200(2丁)
半紙	36(1帖)	32	32(1帖)	34		80	150(1帖)
醤油	180(1升)	150	200(1升)	200	350(1.3升)	400(1升)	700(1升)
ぞうり	50(3足)	32(2足)		16(1足)	28(1足)		264(4足)
そば	100	200					1500(3升)
くず	24						
筆	32(1本)						100(1本)
梨	16						
柿	100						
茶		100	100		100		
酢		30	24(3合)	20(2合)	42(3合)	100	72
わらじ					36(1足)	56(1足)	
鯉節					150(1本)		
たばこ						800	
さとう							100
合計	2,524 文	2,010 文	1,778 文	3,134 文	3,106 文	4,696 文	6,663 文

七二三）、百姓佐兵衛なるものが、光触寺へ指出している「証文之事」という文書に次の如き文面がある。

一御 公儀様領棟別地拙者親ニ毫毛宛之小作ニ御願被置候地、御用ニ付御取上げ被成候節（以下略）

公料の棟別は無地高であるから、公料の棟別をおさめるべく指定されていた畑を佐兵衛の親が耕作していたことになる。以前、屋敷のあつたところが、畑となつても従来通り棟別が課されてきたということであろう。

二 徴税

イ 徴税の方法

徴税の方法に、検見法（見取法）と定免法（定納法）とがあつたことは当時の農村一般と同様であつた。第六表と第七表は嘉永六年の夏と秋の検見引方帳である。この場合、特徴的なのは、引率が夏成では耕地の等級によつて統一されているのに対して秋成では一筆毎に異なるものがある点である。このことは、秋成検見が一筆毎に厳密に行われたことを示すものと解すべきである。その一面、名主などの村役人あたりが、自分の検見引高を多くして、利益をうるチャン

スがあつたともいえよう。

一筆毎に検見が行われた理由としては、水田がそこかしこに散在するという地理的条件を考慮してよいであろう。

なお、文久二年、「戌秋御検見引方帳」の結末に、検見をしにきた役人の接待のためにした買物のメモ（第八表）と、検見で用いた諸経費を百姓達に高割りしたのが残っている。検見入用の内訳をみると、酒・肴・米・小麦粉の代金が主要な部分を占めていて、検見役人の接待費であることが明らかである。

十二所村の耕地は検見地と定納地とに分れていた。例えば東慶寺領の水田についてみると、天保四年度の記録では検見地六貫四七四文に対して定納地が三貫五九二文となっており、名請人別に整理すれば、検見地・定納地共に所持するもの一〇人、検見地のみ所持するもの六人、定納地のみ所持するもの一〇人の割合となつている。検見地は明石谷・和泉谷・馬場谷・たたら谷・御坊などにほぼ集つており、それら小字所在の水田の一部も完納地に加えられるが、定納地はむしろその他の小字に分散している。従つて、定納地は検見に不慣れた地に多く、一筆ごとの畝歩も検見地に比して狭いものが多かつたといえる。

次に掲げる史料は、明月院領の畑方秋毛を五年間定免に願出た時の願書で、農民が検見地についても定納を有利とする条件が存したことが推測される。

乍恐奉願上候

一御知行所十二所村畑方秋毛御検見地之所、此度百姓一統御定

近世鎌倉の税制

免ニ奉願上候ニ付、去ル五ヶ年之平均を以、当秋毛より五ヶ年之内御定免ニ被仰付難有仕合奉存候、右之通被仰付候上者違作等御座候共少茂願上不申候、為念役人共連印一札差上候以上

文政十三年

寅八月日

十二所村

百姓代 安左衛門

年 寄 市左衛門

名 主 善兵衛

堀江忠右衛門様

乍恐以書付奉願上候

一御知行所十二所村畑方夏毛御検見之場所五ヶ年之内定免ニ相究候処、昨年迄年限相済候ニ付、当申年より来ル子年迄五ヶ年之内御定免ニ奉願上候、何卒以御慈悲ヲ被仰付候得者難有仕合奉存候、右奉願上候通り被仰付下置候上者、何様之違作等御座候共一切願ケ間敷申上間鋪候、御年貢御蔵入之儀者麦三拾五俵宛無相違御上納可仕候、仍一札差上申候以上

天保七申年

四月

百姓代 安左衛門

年寄市左衛門代印

重兵衛

名主 善兵衛

明月院様

御役人衆中様

口、税目の種類

十二所村の本途年貢は米、麦であり、小物成として、大豆、小豆、綿があつた。

この他に、山林にかゝるものとしての山手年貢に、薪、茅、塩があり、現物納の場合と金納の場合とがある。これらの諸年貢のうち、米(田)・大豆(畑)・薪・茅(山)は秋成年貢であり、麦(畑)・塩(山)は夏成年貢であつた。山年貢の中には、才田塩と称する塩が入っている。

寺領の年貢の収納先は、東慶寺、明月院、常楽寺、竜源庵、報国寺であり、公料の分は代官所である。

年貢取立帳の記載例を紹介してみよう。

天保九年、明月院様、当戌秋御年貢取立帳 十一月日

棟別

- 一 畑永三拾五文 伊兵衛
- 一 同永貳拾五文
- 一 同永五拾文 内廿六文七分引
- 一 同永四拾六文 内廿五文四分引
- 一 田永三百六拾九文 内百五十八文六分引
- 一 同永貳百廿五文 内百十七文引
- 一 同永百九拾三文 内 十壹文引
- 一 同永五拾五文五分 定納

一同永貳拾文

一同永貳百文

一同永三拾八文二分 反銭

高ノ壱貫貳百五拾六文七分

大豆永十三文三分壹厘引

引ノ四百貳拾貳文

取永八百三拾四文七分

此米三俵壹斗貳升貳合

内壱升五合引 木綿分

居屋しき

畑永五拾文 新右衛門

一同永五拾文 内廿六文七分引

一同永三拾文 定納

一田永百四拾貳文 内五十九文六分引

一同永百九拾文 内六十九文八分引

一同永三百四拾文 内百四十二文八分引

高ノ八百貳文 大豆永五文五分引

引ノ三百四文四分

取永 四百九拾七文六分

此米壹俵三斗五升六合六夕

天保九年、明月院様、戌夏麦御年貢取立帳
六月日

一永五百文 内式百貳拾文引 太郎右衛門
取永貳百八拾文

此麦式俵貳斗八升 内式俵取

一永百三拾五文 内七十壹文六分三厘引 重右衛門

一永六拾文 内三十壹文引

一永三文 定納

一永三拾三文 定納

高ノ式百三拾壹文

引ノ百三文四分三厘

取永百貳拾七文五分七厘

此麦壹俵壹斗壹合五夕

既述の通り、田畑に公料はなかつたが、山には公料の山という
のがあつたようである。

鎌倉谷合四ヶ組十二所村

伊奈半左衛門様御代官所

大木市左衛門所持之田畑山覚帳

宝曆十三年二月

居屋敷御料棟別半軒 此永六十八文

外ニ永両毛七十文 寺領江上なし

御料屋敷付之山壹ヶ所 此境能満寺

屋敷境より谷は東慶寺様御林境迄

沢付荒畑不残

御料此山年貢三匁七分五厘 市左衛門分

同所山年貢三匁七分五厘 佐左衛門分

寺領屋敷付畑永両毛六百八十文目検見あり

御料塩役石名畑ヶ山壹ヶ所(処ニ而三百間之余有
但し永別鎌倉中に無之反別)

此山壹百駄之余有之

御領料

神送り山壹ヶ所 高なし

多々良ヶ谷に山壹ヶ所 高なし

右此分はうきて有之

寺領ハ尺前

一田永六百拾四文目 苗拾四丸 検見地

此反錢永百貳拾八文 寺領江定納

御料場合尺前田高なし 苗四丸植

寺領番場

一田永五百八十文目 検見地 苗七丸植

此反錢八拾五文 御料江上納

同所御料川間田高なし 苗貳丸植

同所 川向荒畑壹枚山ト成ル

寺領者長りん坊

一畑永三百拾貳文目 検見地

御料所 御坊坂畑 高なし 麦種五升蒔

寺領 石切場 畑永貳百文目 検見地

御料所 明石日蔭 山壹ヶ所 此年貢 銀七匁五分

御料所 七曲之谷

山、壱、ヶ、所 高なし

御料所七曲谷 東ハ源左衛門山境まで

一山、壱、ヶ、所 此山境西ハ東慶寺様御林境迄

沢付ニ荒畑有之

寺領多々良ヶ谷田付

山、壱、代、小、山、高、なし、是、は、浮、地、な、り

所ハ菜之神小谷口ニ而荒小畑壱枚此道下ニ

疣田有

御、料、所

山、壱、ヶ、所 名所ハ明石はふ山此山

年貢銀壱匁五分

右書面之通り無相違御座候已上

名主 佐左衛門 奥印仕候 (傍点筆者)

覚

一永別五拾七文

是和泉谷石名畑山ニ萱有之候ニ付、先年ハ金沢村より立山仕場

ニ而山手指出シ来リ之故ヲ以、寛永貳拾年成瀬五左衛門殿御代

官所之趣指遣代永ニ御直シ被成候、依之山手御年貢ニハ候へ共

御割付ニ御記被成候義と奉存候、反別之義御尋ニ御座候へ共、

前々より無反別山ニ御座候、都而鎌倉ニ而山反別永別と申義無

之、山之大小により分切ヲ相立、萱何駄苜薪何駄代と申斗唱来

リ申候、

右石名山之義ハ谷にも多有之故へ萱何駄苜と申も難申上候

山林に永別、反別はなく、目測で、萱何駄苜、薪何駄代と年貢高をきめていたのである。

夫役についてみると、鎌倉は助郷、国役の負担を免ぜられていたが、十二所村の農民には寺に對する役があつた。

毎月一人当番にあてられ、開山忌には持役・水汲・上物等をし、屋根替のときは、足代木切・足代木出・足代掛・人足・手伝・雑用・後片付にかりだされ、茅かり・茅だし・検見迎・検見送り・松杉苗のこき・うえ・そうじ・牛蒡附番・縄つけ番・なすつけ番・大豆つけ番・くねゆへ・しこかり・しこ出し・ひんぼつ等に使用された。

次の史料は開山忌の例である。

奉差上御請書之事

一 例年御開山忌待夜当日共輿丁持

式人宛

一 紗籠持待夜当日共

式人宛

一 御開堂 紗籠持

式人

一 御乗払 紗籠持 但シ兩日

式人宛

右之通十二所村御領分惣百姓江被仰候趣一同承知奉畏候依而御請書差上申候以上

拾式所村

常楽寺 役人 伊兵衛

干竜庵 ” 権右衛門

竜源庵 ” 安左衛門

文化二乙丑年十一月日

建長寺様

御役者中様

明月院 名主 常右衛門

百姓代重兵衛

百姓達が寺にいつて着座するさいには、その格付けがきまつていた。

宝永六己丑曆

東慶寺様本百姓控帳

正月吉祥日

是ハ元禄年中より新百姓

九金井半右衛門

八宮内太郎左衛門

七高木七郎左衛門

六伊藤次郎兵衛

五角田伊右衛門

四伊藤伝右衛門

三伊藤常左衛門

二山口金左衛門

一大木市左衛門

光触寺

左座

名主

一大木四五右衛門

二森 平兵衛

近世鎌倉の税制

是ハ五郎左エ門と替年座敷

是ハ市左エ門と替座敷

右之通東慶寺様本百姓代々之座敷無□相改、自今以後座敷論不仕、たかいニ不足仕諸事御役等相勤可申候、為後日連判仍而如件

宝永六己丑曆

正月吉祥日

第九表は松ヶ岡分の夏・秋年貢取立高の変移を表にまとめたものである。これによると、十二所村の年貢納高は延享—宝暦ごろを頂点としており、天明の饑饉がここでもひどかつたことを物語っている。

なお山年貢は、延享、宝暦、明和頃まで塩十俵を通例としているが、文化あたりから二十俵に増している。

第十表は延享三年、明和五年両度の松ヶ岡分、夏秋年貢人別の納高表である。

第九表 松ヶ岡分夏秋年貢高

			夏 高 辻	内 諸 引 高	検 見 引 高	残 高
			文	文	文	文
延 享 3	宝 曆 6	明 和 5	5,138	487	2.923	1.728
安 永 7	天 明 6	寛 政 4	"	"	2.463	2.188
天 保 3			"	"	3.081.2	1.569.8
			"	"	2.648.2	2.002.8
			"	"	2.253.1	2.397.9
			"	"	3.051	1.600
			"	150	2.942	2.046
			秋 高 辻	内 諸 引 高	検 見 引 高	残 高
			文	文	文	文
延 享 3	宝 曆 6	明 和 5	15.480	1.726.6	4.787	8.966.4
安 永 7	天 明 6	寛 政 4	"	1.323	6.080	8.077
天 保 3			"	1.371	6.794.1	7.314.9
			"	1.471	7.329	6.680
			"	1.471	10.826.57	3.182.43
			"	1.471	7.884	6.125
			"	734	7.768	6.978

史 学 第四十卷 第一号

(註) 夏成の諸引は道代、御蔵地、山廻給、名主給。
 秋成の諸引は道代、池代、御蔵地、山廻給、名主給及び大豆代。
 夏成の納は麦を主とし、塩、薪を含む年がある。
 秋成の納は米である。
 尚、寛政4年の秋成は5年季定免年季中である。

むすびに代えて

以上江戸時代における十二所村の税制をみてきたわけであるが、要するに特徴として云えることは、(1)十二所村では江戸時代に一般的に行われた石高制がとられず、貫高制に拠っていたこと、(2)十二所村は寺領と公料の二重課税であつたこと、(3)しかも公料の年貢は反銭・棟別という中世来の税目を踏襲しつつづけて、かつそれらが無地高であつたことである。

幕府は寺領にも収奪の手を伸ばしたのであり、負担者たる農民達にとつてみれば二重の圧迫を蒙むる結果となつたのである。

農民達は次の様な狂歌の中にもそのやりきれぬ気持ちを託したことであろう。

“かまくらは聞いて極楽、居て地獄、慈悲なき里に寺の多さよ”

ところで、十二所村は既述の通り寺院と幕府とから二重の課税をうける反面、地理的条件によつて耕地の拡張が極めて困難であり、現金収入の途も少なかつたので、困窮する一方であつた。山林田畑を手放し、地主の小作的立場となり、薪炭を輸送してわずかな賃金を得るにすぎなくなる農民もでてきた。質入れした山林田畑の年季は長く、返済の見込みはなし、実質的に

第十表A 延享3年度松ヶ岡分夏秋
成年貢人別納高表

第十表B 明和5年度松ヶ岡分夏秋
成年貢人別納高表

近世鎌倉の税制

	夏成(麦)		秋成(米)		
	俵	斗升合勺才	俵	斗升合勺才	
兵左衛門	1	2.0650			内2俵 金左衛 門共
惣左衛門	1	0.7700	8	0.0000	
勘右衛門		2.5550			
伊右衛門		1.3000	1		
源右衛門		2.6870	1		
伝左衛門	2	0.5775	2		
五平		1.1200			
清右衛門		2.6600			
伊左衛門		1.6100	2		
平兵門	1	0.0350	1	2.3924	
伝平		0.9450	2	1.0850	長平共
喜平	1	0.0000	2	0.1826	多左衛 門、明 王院、 喜平共
権右衛門	1	0.0000	4		
彦左衛門	1	0.7350			
理右衛門			2	1.9000	
曾左衛門			2		
佐左衛門			1		
武左衛門			2		
利右衛門			2		
金右衛門				1.8432	
新左衛門					
合計	12	2.9975	34	1.2432	
引残	3	1.3425	1	1.8730	
此永		338文			
此代金		3分と118文		2分と925文	

	夏成(麦)		秋成(米)	
	俵	斗升合勺才	俵	斗升合勺才
兵左衛門	1	0.6650	1	1.4890
惣左衛門	1	1.4700	1	0.0600
伝左衛門	2		2	0.0631
喜平			2	2.4120
権右衛門	3			
佐左衛門			1	0.5760
金右衛門		0.1400		1.6450
久右衛門	1	0.2800		
新八	1	2.9010	3	0.4486
四郎左衛門		0.7500		
治左衛門		1.7360		0.7383
三左衛門		0.4900	1	1.7510
源次郎		2.3450	1	0.4073
源右衛門	1	1.0150	1	2.9000
徳右衛門		2.3100		1.4785
権四郎		1.7500		
富右衛門		1.4000		
四五右衛門		2.6910	2	3.1842
太右衛門			1	2.368
覚右衛門			1	1.7510
庄右衛門				3.0000
太左衛門			1	1.4400
七左衛門			1	0.8760
長次郎				0.3254
久左衛門				0.8640
浄明寺村 久右衛門				1.0561
"				1.3400
次郎左衛門				
薪御用 昼扶持				2.8000
合計	15	2.4430	29	0.9345
光触寺		塩 2俵		
源治郎		" 3 "		
兵左衛門		" 5 "		

は安値で売り渡した結果になつた。その多くは村外（金沢方面）の手に移つてゐる。次の史料はそれらを物語るものである。

永代譲渡し申田畑山証文之事

東慶寺様御知行之内

一 永高貳百文目御検見地也

同御寺領

一 永高百文目御検見地也

同御寺領

一 永高百六拾文目御検見地也

同御寺領

一 山壺ヶ所

同御寺領

一 山壺ヶ所

都合五ヶ所地代金拾兩貳分也

右田畑山之儀者宝永年中より数年来年季ニ貴殿江売置候処、此

度右証文書替仕、尤七曲谷ニ而永高六百文目田壺ヶ所、神宿ニ

而百五拾文目田壺ヶ所、右貳ヶ所者古証文之内に御座候処、此

度御戻し被下候、依之前文之五ヶ所者永代譲渡申候処実正也、

尤此地所ニ付諸親類者不申及協合より違乱申者無御座候、為後

日証文賀判依而如件

文政十三年

寅二月日

讓主

組合証人 重兵衛[㊦]
浄妙寺村 利左衛門[㊦]
親類賀判 新右衛門[㊦]

四五右衛門殿

右前書之通相違無御座候ニ付奥印仕候

寺領名主 善兵衛[㊦]

売渡申畑証文之事

松ヶ岡御寺領 字長林房ニ而

永高百五拾文 畑壺枚

代金 九兩也 但し保金也

右者御年貢上納其外要用之義ニ差支申候ニ付、書面之畑売渡し

申候、代金不殘只今慥ニ請取、畑相渡し申候処実正ニ御座候、

年季之義者来ル子年より拾ヶ年季ニ相定申候、年季明候而右代

金返濟仕候ハ、畑御帰し可被下候、年明ヶ候而も金子返濟ふ申

内者此証文を以何ヶ年も御支配可被成候、然ル上者御年貢高掛

り貴殿ニ而御上納可被成候、尤此畑ニ付諸親類者ふ及申協合よ

り違乱申もの一切無御座候、万一六ヶ敷儀出来候ハ、賀判もの

何方迄も罷出急度埒明、貴殿江少茂御苦勞相掛ヶ申間敷候、為

後日売渡申畑証文依而如件

嘉永四年 売主

亥十二月 治郎兵衛

組合証人

伊左衛門

親類惣代

太兵衛

当村

善兵衛殿

前書之通り相違無之候ニ付相改奥印仕候

名主

市左衛門

譲り渡申山証文之事

明月院様御領分当村之内

一山老ヶ所

字小谷ト山

がけ山

但続キ山合セ

御年貢老ヶ年ニ鏝三百五拾文宛

此山代金貳拾貳両也

上木代金 八両

合金三拾両也 但し文字金

右者今般無扱要用儀ニ指支候ニ付、書面之山永代譲リニ致対談、土山代并上木代金共只今不残慥ニ請取山讓渡候処実正也、然上八年々御年貢其許より御上納被成、山御支配可被成候、此山ニ付諸親類者不申及脇合より構申者決而無御座候、万一六ヶ鋪義出来候共加判之者罷出、取訳ケ其元御苦勞ニ相掛申間敷候、永代譲ニ相渡候上ハ此証文を以末々御所持可被成候、為後証山譲り渡証文加判仍如件

文化十二乙亥年正月

十二所村

山讓主

利左衛門^印

組合加印人

惣左衛門^印

親類証人

重兵衛^印

西御門村

伊左衛門殿

前書之通相違無御座依之奥印致候所如件

名主 常右衛門^印

また饑饉にあつて、逼迫した様子を次の史料は伝えている。

乍恐以書付ヲ奉願上ヶ候事

十二所村惣百姓

一去ル午表作より秋作迄相違ひ申候故当はるニ罷成無^{夫意}ちき等一切無之至極難義仕候、乍去只今迄者薪等ニ而茂かり出し、少々之錢ニ茂いたし其日の宮をも指送申候、もはや此間ニ罷成ては山も青見候へハ木茅等切出しかり出し申事不罷成申候ニ付、すみ草等を仕候而今日迄宮を送申候得共、時分ニからニ御座候へハ田作之新拵ニ取掛り申度存候へ共、右之訳ニ御座候へハ取掛り申力無之殊外難義仕候、依之御願申上候ハ御拝借金五両御借し被為遊可被下候、右之金子之儀ハ来ル極月半金差上ヶ、相残り半金ハ来年中ニふ残差上ヶ可申候、為其惣連以形を奉願上ヶ

候

右之趣被為御聞訳御拝借金被仰付被下候ハ、難有奉存候

以上 惣百姓

元文四未年三月日

松ヶ岡

御役人村上賀太夫様

伝左衛門

善平

伊右衛門

多平

領主が経済的に弱体な寺院であつたから、お救米の恩恵にも僅かしかあづかれなかつたばかりでなく、約四割が中間経費に差引かれていたことを、次の史料は示している。

天保四年 東慶寺様

已秋違作二付木舞(小節)百姓御救米渡帳

十二月

人数壹人前三升七合宛

御救米

三拾八俵

二階堂村

十二所村

十二所村分

内拾六俵壹斗六升
此内貳俵壹斗六升

御大官入用二引

〃 三俵壹斗

御救米入用

二口合五俵貳斗六升

引残而 拾俵三斗 小前方江割

以下各百姓宛御救米割当量は十一表の如くである。

土地を抵当にした高利の祠堂金借入も、貧窮化に拍車をか

第十一表

ノ5人	此米	斗升合	儀兵衛
8		145	利右衛門
7		296	太兵衛
7		259	次左衛門
8		296	八左衛門
	内	1斗1合	伝蔵ニ渡し
4		148	伝左衛門
5		185	徳右衛門
6		225	重兵衛
6		222	勘左衛門
7		259	平兵衛
8		296	次郎兵衛
1		37	惣左衛門
4		148	源右衛門
7	内1引	259	喜兵衛
7		259	忠左衛門
3		111	八郎右衛門
7	内2引	259	市左衛門
14		518	四五右衛門
		内2斗2升引、 2斗2升取	

市左衛門
惣兵衛
源右衛門
源次郎
善左衛門
伝兵衛
新左衛門

けるものであつた。

借用申上候御祠堂金之事

一金拾両者

但文字金也

右之金子私共無抛入用ニ付御願申上借用仕候処実正ニ御座候、此金子之儀者御法用御入用御手当金ニ相成候ニ付、金貳拾両卷分之勘定を以、来九月廿八日迄ニ利足無相違相納可申上候、元金之儀者辰ノ九月晦日迄ニ元利共急度返納可仕候、尤 天下一同之不作御座候共無滞返納可仕候、借用申上候人万一潰百姓ニ相成候節者村方ニ而返納、大切之御祠堂金ニ御座候得者右之処奉承知候、為後証借用証文仍如件

文化元子年十月

拾貳所村

借用主

左左衛門[㊦]

同

常右衛門[㊦]

同

清左衛門[㊦]

松岡御役所

農業生産力の低さは、おのづから山林における薪炭生産やその輸送への依存度を増し、それがまた耕地の金沢その他の他村商人への譲渡を余儀なくさせたことを上掲の諸資料は語っているのである。

おわりにこの論文の作成にあたって多大の教示を受けた慶応義

塾大学教授中井信彦氏、同清水潤三氏、郷土史家小丸俊雄氏に厚く感謝の意を表する次第である。